

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第7回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年6月25日（金） 10:30～11:55

会 場：石狩市役所5階 議会第1委員会室

## 第7回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成16年6月25日（金） 10:30～11:55

開催場所：石狩市役所5階 議会第1委員会室

### 【出席委員】（敬称略）

委員長 熊倉 正博

副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一  
村重 節子 坪田 清美 伊藤 一治 後藤 崇  
田中 宣律 佐藤 克廣

### 【欠席委員】（敬称略） なし

### 【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 小西 裕史 田中 匡 佐々木大樹  
富木 則善 中村 裕一 江部 靖

### 【規程第6条第3項の者】 3名

議会事務局職員 3名

### 【傍聴者数】 15名

報道関係 2名 一般 13名

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	議会議員の定数及び任期について.....	3 頁
3	閉会.....	13 頁

## 1. 開 会

熊倉委員長：皆さま、こんにちは。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中お集まりをいただき、まことにありがとうございます。当小委員会で皆様に協議をいただいております、議会議員の定数及び任期につきましては、住民の関心が非常に高く、それだけに慎重審議をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。前回の委員会でも申し上げましたとおり、私といたしましては、今回で何とか小委員会としての結論を見出していきたくと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。どうぞ、特段のご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席人数は、13名で定足数に達しております。ただ今から、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開会いたします。

## 2. 協議事項

### 議会議員の定数及び任期について

熊倉委員長：本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

前回の当委員会では、在任特例を適用した場合のメリット、デメリットなどについて持ち帰って検討したいと継続したものであることから、はじめに在任特例を適用した場合のメリット、デメリットについての協議を行いたいと思っておりますが、このように取り進めてよろしいですか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議ないとのことでございますので、それでは、そのように取り進めてまいります。

最初に石狩市の高田委員から発言をいただきたいと思っております。

高田委員：石狩の高田と申します。前回ですね、浜益の会場で、第6回のときに私としてもパターン3のメリットの部分、デメリットだとかそういった部分は6回の会議で出ておりますので、今回パターン3のメリットをですね、私なりに考えてみたんですけど、なかなか今まで以上のものは考えられなくて、ただ1点ですね本則のパターン1-4を使った場合と、パターン3の場合ですね、議員報酬に限ってのことなんですけど、在任特例を使ったほうが長い目で見たら、メリットがあるというようなことが、具体的にですね皆様のお手元に棒グラフになって出てるんですけど、来年の17年の3月31日で調印をした後ですね、事務的な作業で半年ほど遅れてそれが17年10月1日の合併のときのグラフなんですけども、その後ですね平成19年の5月の次の石狩市議会の選挙までに、その比較なんですけど、約5年で在任特例を使ったほうが経費の負担が軽くなるんですか、そういう具体例が事務局のほうから出されてますので、それがメリットの分かなと思ってます。

私のほうで持ってる、もう1枚のグラフがあるんですけど、平成18年の半年遅れの、これは17年の10月1日なんですけども、17年の3月31日に調印して、その後1年間の猶予ありますんで、合併特例債を使う猶予ですね。1年間延ばすというか、事務作業が遅れた場合ですね、18年3月31日を具体的に合併の期日とした場合ですね、約3年、3年で在任特例のほうが議員報酬に関しては、逆転するという数字も出ておりますので、その辺がパターン3のメリットの部分でないかと思ってます。

しかしですね、私前々から言ってますように、プロセスを大事にしたいと、議論の中で特に石狩市民に対して理解を求めたい、結論ですね、求めたいと思ってましたし、得てしてですね市民感情として結論、例えばパターン3の議員50人という数字を見てですね、そういう結果のみを

見て、賛成、反対、特に反対という声を出すのではないかと、私は危惧してますんでね、その辺のプロセス、過程の中です、その辺の理解をいただきたいと私こう思ってますんで、先ほど委員長からも言ったとおり、結論出したいということなんで、それでも私としては市民感情から行けばやっぱり1 - 4の考えも捨てきれないなと私は思っております。以上でございます。

熊倉委員長：それでは、ただ今高田委員からパターン1 - 4の主張が現在でも変えれないということで、お話がございましたが、その他の委員の皆さんのご意見ございますか。

はい、佐々木委員。

佐々木委員：浜益の佐々木でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いについて、前回の小委員会におきまして、在任特例によるパターン3を選択した場合、住民に説明ができるようにメリット、デメリットについて、もう少し議論を深める必要があるとのことであります。

私は、住民感情からして、パターン3を選択した場合、50人という議員数になることで、新たな財政負担が伴うことへの懸念を持つのは当然であろうと考え、この点を特に重視し、パターン3を選択した場合の財政的な観点から、メリットの部分について意見を申し述べたいと思います。

前回の小委員会におきまして、パターン3を選択した場合の厚田村、浜益村の議員報酬のあり方についても議論され、現行どおりとする考え方も示されましたことから、私はこの考え方に基きまして、あらかじめ事務局に資料の作成をお願いいたしました。

この資料は、2村の報酬額を従前どおりとし、平成17年10月1日を合併期日と仮定した場合について試算したものであります。在任特例によるパターン3の定数50人と本則によるパターン1 - 4の定数30人を比較しますと、合併当初はパターン1 - 4の方が報酬額は小額となっておりますが、単年度の報酬額では平成19年度に逆転し、累積報酬額では合併後5年の平成22年度にパターン3の方が小額となります。また、平成17年度から平成26年度までの10年間の報酬累積額を見ますと、パターン3の方がパターン1 - 4よりも9,259万円少なく、更に平成32年度までの15年間は、2億2,825万円も少なくなる見込となっております。これは、パターン3が1年8カ月、在任特例終了後、定数が石狩市の現行の26に戻るのに対し、パターン1 - 4は定数30人のまま継続されることから生じる逆転現象であり、合併後の新市としては、在任特例によるパターン3の方が財政負担は少なく、財政運営上大きなメリットがあると言えることとなっております。なお、仮定した合併期日が平成17年10月1日以降にずれ込むこととなった場合は、逆転年次がもう少し早まるほか、10年後及び15年後の財政効果は、更に大きな額になるものと見込まれます。

次に議員定数に対する住民感情についても私の意見を述べたいと思います。

最近の新聞では、合併の際の在任特例に対する住民批判が報道されているところであり、道内の他の合併協議会でも大きな問題となっております。特に都市部の住民にとっては、「在任特例による議員数は多すぎる。」「議員だけが在任特例で得をする。」「在任特例では、合併の効果が減少する。」などの批判があり、議員定数の増加については、感情的な面から厳しいものがあると考えております。また、全国の市町村財政状況は皆苦しく、議員定数の減少は時代の流れと考えられており、合併の際にしても基本的に議員定数を増加させないことが、住民の意向に沿うものと思われま。しかし、合併直後の一時は、新市の一体性を図り、合併を円滑

に進めるためにも、編入となる2村地域を熟知している議員が新市の議会に参加する必要があります。また、合併協議会において合併後に検討や調整を行わなければならないものが、相当数あることから、合併当初は、現在合併を検討している2村の議員全員が短期間でも新市の議会議論に参加することが必要であると考えております。このようなことから、2村において報酬額を従前のおりとする設定条件ではありますが、パターン1-4とパターン3を比較検討した場合、財政的にメリットがあり、石狩市議会の議員定数を基本的には増加させず、合併当初に2村地域の声を十分反映させることができるパターン3を選択することが、新市にとって最も有意義であり、3市村の住民の理解を得られるものと考えております。

重ねて申し上げますが、私としては在任特例によるパターン3の定数50人を選択することが、本小委員会としての賢明な判断であり、委員の総意に基づく原案として今協議会に提案、決定し住民に理解を求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、私の意見といたします。

熊倉委員長：ありがとうございました。佐々木委員のただ今おっしゃられましたことは、浜益の委員皆さんの総意でございますか。それともその他におのおの意見がございますか。

佐々木委員：はい、総意です。

熊倉委員長：それでは、ただ今佐々木委員からおっしゃられたことは、在任特例のパターン3の50名でやりたいと。それと報酬につきましては、おのおの市村の報酬の現行どおりという報告でいただきましたけれどもそれでよろしいですね。

佐々木委員：はい。

熊倉委員長：わかりました。その他ご意見がございますか。

厚田の皆さんは前回申し上げたとおりで変わっておりませんか。

阿部委員：第6回までの協議の中で、私どもの部分はすべて申し上げておりますので、変わっておりません。

熊倉委員長：はい。それでは、50人でやりますよということは間違いありませんね。

その他、石狩の委員で高田委員からは意見をいただきましたけれども、発言があればいただきたいと思います。

石狩の高田委員が、先ほどパターン1-4を主張しておりましたけれども、これは石狩の委員それぞれそのような気持ちは変わってないということで酌んでよろしいですか。

(「うなづく委員あり」)

熊倉委員長：はい、わかりました。それでは、石狩の委員の皆さんと厚田、浜益の委員の皆さんとの意見が分かれた状況になっておりますが、委員会といたしましては、私も先ほど申し上げましたとおり、結論を見出したいと思っておりますので…、

酒井委員：委員長、休憩お願いしたいんですが。

熊倉委員長：はい、わかりました。協議会においても徹底的に協議を行って、最後には総意という考え方で取りまとめてまいりたいと、こう思っております。

今、酒井委員から休憩を取っていただきたいということですので、暫時休憩いたします。

( 休憩 )

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石狩市の委員から、次の話の発展性を見出すために更に休憩をお願いしますということでございますので、そのように取り計らってよろしいですか。

( 「異議なし」の声 )

熊倉委員長：それでは、そのように取り計らわさせていただきます。暫時休憩をいたします。

( 休憩 )

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩を取られました石狩市の委員より発言をお願いいたします。酒井委員。

酒井委員：時間を取らせまして申し訳ありませんでした。

休憩中に私どもは最後の打合せと思って進めさせていただいたんですが、今までの協議の中で話し合われました議員の報酬については、附帯意見を付けるということで、委員の皆様ご理解が得られていることもあり、在任特例は止むを得ないとも考えておりますが、しかしながら、私どもは在任特例を適用することで、議員の数が50人になるということについては、市民から現在の定数26議席でも多すぎるのに、今なぜ50人かと問われております。こういった住民感情を少しでもやわらげる何らかの意見といたしますか、アピールを、新市の議会議員の定数を協議、検討している私どもがすべきでないのかと考えました。

ついては、「特例期間後の石狩市議会議員の定数を現在の26議席から可能な限り減らす努力をすること。」このような附帯意見を更に加えていただきますれば、在任特例について了承できるものであります。皆様でご協議をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

熊倉委員長：ただ今、酒井委員から更に定数の削減という部分の附帯意見を付けたらという意見がございますが、その他に石狩の委員の皆さんでご発言があればいただきたいと思います。

はい、坪田委員。

坪田委員：今お話し合いしてきたんですけれど、私の感想としては今日最後なんでね、何でここにいるのかなと思いました。そして、議会のことも何もわからない私どもというか、議員でない委員がなぜここに混じっているかといいますと、やはり、市民感情の代表であろうと思うんですよね。それでお仲間ここにに入れていただいているんだと思うんです。ですから、最後になりますので、やはり市民感情としてはですね、なぜ12名ずつ束になってかかってこないとならないのかと。2名なりのしっかりした代表者だけではどうして力不足になり、意見を反映できないんだろうというふうに、市民の代表である私の感情としては最後まであります。ただそれが数でやっていく議会の体質というか、「議会はそういうもんなんだ」と言われますと、議会のことよくわかっていけませんので、そうやって言われてしまえば、もう終わりですけど。

でも、じゃあ何でここにいるんだろうなと思います。それで、最終的に50となったのであれば、先ほど高田委員からもありましたけれど、プロセスを大事にして説得をできるだけのを、私のようなわからない者が説得されるだけの何かちゃんとした説明があって、どうやって5万以上の市民にわかってもらうのかなという部分が6回、7回と回を進めるたびに思っていたことです。以上です。

熊倉委員長：確認いたしますけども、基本的に酒井委員がおっしゃられたことを踏襲して、更に今坪田委員がいわれる意見もという、感想といいますか、そういったように受け取ってよろしいですか。

坪田委員：はい、そしてですね、明日きっと新聞に出ると思うんですよね。小委員会の決定が。その新聞を読んで市民がそれを理解しようとするでしょ。それが本当に理解できる文章になっているのか、新聞各社の方にもですけど、私たちは責任あると思うんです。ですから、今日のこの会議は大事だと思います。

熊倉委員長：わかりました。はい、村重委員。

村重委員：在任特例を使う場合、附帯意見として酒井委員がおっしゃったことは住民としてはいいかなというようにまずは思っております。

私、ずっと6回同じこと言い続けてきたつもりですし、50人も止むなしということで、私は最初から、それが住民のためであれば、経費のこともありますけど、それよりも住民のためであればそれでもいいのではないかと、私ずっと言ってきました。6回が終わってからこの7回目までの間に、なぜ新市になったときに「皆で協力しましょう」という言葉が、新市のためにやるんだということが、6回も会議やってるうちに一度も聞けなかったというのが、まず残念だなと思います。

メリット、デメリットあります。それが本当住民が「そうか」と思うような、メリットである部分の住民に対する発言は、私はあまりなかったように思いました。結論から言えば、本当に決めかねるといのが、止むなしというのももう言いたくないなというのが私の正直な気持ちです。新市のためにということがなくて、6回目のときも坪田委員が言ったように与野党対決になるのではないかと、そういうような感覚をどうしてもぬぐいきれなくて、止むなしと思っていたものも止むなしというふうじゃなく、本当に大丈夫なのかなというふうに心配をしながらいるのが事実です。

私も議員ではありませんから、その議員方の感情的な部分はよくわかりませんが、1回目から6回目まで感情論だけでいったなと、とても残念でならないので、今回私も最後だと思って来たんですけど、何とも決断しかねるなというのが私の気持ちです。以上です。

熊倉委員長：前段に村重委員も酒井委員のことは、承認という形の発言がございましたけれども、そういうことでよろしいですね。

村重委員：はい、いいです。



熊倉委員長：あと高田委員、発言がございませうか。いいですか。

ただ今の石狩の3人の委員から、酒井委員から出たご意見でございませうけども、特例期間後、石狩市の議会議員の定数を現在の26人から可能な限り、あくまでも可能な限りという解釈で結構でしょうか。

酒井委員：はい。

熊倉委員長：はい。可能な限り、減らす努力をするという附帯意見を加えることで在任特例を了承したいと、こういう発言がございましたが、厚田、浜益の委員の皆さん、これに対してご意見がございましたら発言をお願いします。

羽立委員。

羽立委員：ただ今、石狩の酒井委員から石狩市の議員定数を減らすことを条件としてという、これはこの小委員会とはかけ離れた問題でございませうので、その点ご確認願いたいと思ひます。

熊倉委員長：今、小委員会からかけ離れたということで、羽立委員がおっしゃられましたが、これに対して附帯意見の考え方と、今羽立委員が言われられた部分について、事務局から見解をお話いただければと思ひます。

清水事務局次長：私のほうから、議員の定数そのものについて議論して、それを附帯意見とすることについての法的な考え方についてご説明したいと思ひます。

基本的には報酬に対して附帯意見を付けることと同じ考え方となります。といひますのは、先に結論を申し上げさせていただきますと、合併協定書に附帯意見を付すということは法的には特段の支障はないものと考えられております。他の合併協議会でもそういった例は多々ございませう。報酬についても、議会議員の定数についても出されている例はございませう。なぜかといひますと、その理由としましては、合併協議会が作成する合併協定書そのものが、合併を実施するにあたっての関係市町村間の合意事項を明記したものでございませう。いわば取決め事項を書いたものでございませう。それを関係市町村の首長や議会がこれを合併の是非を判断するための重要な判断材料となっていくもの。それから合併協定書自体には、法的な位置づけはなされていない。判断材料とはなるけれども、法律的に、制度的にそれをどうしなさい、こうしなさいというものでないと。協議会が関係市町村が協議において必要と考える事項について、任意に作成するもの。これが合併協定書でございませう。そういうことでございませうので、合併協定書がそういう性格を有している以上、それに附帯意見を付けることについては、特段の規制は当然ありえないということですので、法的に支障はないものと思われませう。ただし、ここは法的な可否の考え方になりますが、協議会から付託案件として報酬にしる、定数にしる付託されたものでないということは事実であります。ですからここで決定はできないが、意見としたならばできると。そういうことは前回からも何回もご説明してありますので、その点だけのご了承のうえ意見として議論する。議論して意見として附帯するということは可能ということでご理解いただければと思ひます。

熊倉委員長：ただ今の事務局の説明でおわかりかと思えますけれども、あくまでも意見として付けるということなんですけど、羽立委員はどうですか。今、事務局の説明を聞いてどう思われますか。

羽立委員：結局ね、現在26人の石狩市の議員定数をまだ減らすということでしょう。それをこの場でやるっていうのは、変じゃないですか、事務局。違うんじゃないですか。石狩市26人の定数を減らすことを附帯意見とするなんてちょっと変でしょ。

熊倉委員長：清水次長。

清水事務局次長：まず小委員会といわず協議会そのもので定数を協議するという事は、つまり在任特例を適用しなかった場合がございますね、合併時すぐの定数については、当然合併協議会で協議する事項として認められるものがございます。今回、在任特例というものを仮にするとした後のその定数というのは、何回か前の委員会でご説明しましたとおり、それは新市の議会がするものがございます。ただし、それをここで議論していいか悪いかということになると、それは議論することは十分可能であります。そして先ほどご説明したように附帯意見として付けることも可能でございます。ですからこの場合の附帯意見というのは、この小委員会が合併した場合の新市に対する附帯意見、新市に対して「合併した場合にはこういうことを考えてくださいよ」というような附帯意見として整理することが必要となってきます。ですので、そういった意味の附帯意見というのは可能なわけです。例としますと、レベルがちょっと違うかもしれませんが、国会議員でこの間、地域自治組織等小委員会で国の法律に対して衆参両院の総務委員会の方で附帯決議なんですけど、決議でも意見でも同種のものなんですけど付しております。あれは、市町村に対して「こうしてくださいよ」という意味を込めた附帯決議なんですけど、あれには拘束力は当然ないわけですね。ないんですが、「こうやってください」と他のところに対してものを申しているわけです。そういうことは、意見、決議としては可能と。それと同じように今回の場合についても、合併してからの新市に対してのものでございますが、意見としてこう考えるので申し述べたいということを確認することは可能と判断しております。

熊倉委員長：はい、伊藤委員。

伊藤委員：事務局にちょっと確認したいんですが、ここの小委員会で諮問されていないものに対して、されたものに対して答申するときに附帯意見を付ける。本協議会においてその附帯意見が附帯意見として確認されるかというのが、前段にあるんでしょ。

熊倉委員長：はい、清水次長。

清水事務局次長：この場合に事例ですと、今ご説明しましたように小委員会としての附帯意見で新市にやるということが確認できます。することができるということです。

小委員会から新市に対してするというのが1つです。協議会としてするかどうかは、また話が別になってきます。ですので、小委員会としてこういう附帯意見を付けるという話を協議会

の場で報告します。それで協議会全体で「どうしますか」という話になります。そこで協議会全体ですという話になれば、協議会としての附帯意見に変わって新市にものを申すという形になります。仮に協議会において、「それは小委員会にとどめなさい」と、「協議会としては附帯意見としないよ」となると、それは記録として小委員会から新市への附帯意見という形になると思われます。

伊藤委員：難しいもんだね。先ほどおっしゃいましたようにね、過去に何回もこの事例話してきますけれども、新市に対して合併時における在任特例を使う使わない、この部分のこの時点での話しでは協議会の決定事項はできるのだろうけども、それ以後1年半なり、2年なりが経過した場合にはね、議会の議員定数に対してどうのこうのというのは、先ほど事務局から言われたとおり、これは地方自治法の絡みであって、我々が意見として付けるのはいかなものかなと思うんですけど。

熊倉委員長：はい、清水次長。

清水事務局次長：今の伊藤委員のご発言の意味というのは、その効力という意味かと思われまます。附帯意見に対しての効力、それは言うなれば、法的な効力と道義的な効力の2つに分かれると思いますが、まず1点目の法的な効力として考えますと、先ほど話の流れでもご説明しましたように、この附帯意見につきましては法的な効力はないものと考えられております。合併協定書の附帯意見というのは法律等に基づくものではございませんから、法的な効力はございません。しかし、合併協定書が関係市町村の首長とか議会などの重要な判断材料となりまして、調印したり、議決を諮るわけです。そういう重要な合併協定書に附随する、附帯した意見となっておりますので、法的効力は当然ないんですが、これは尊重されて、十分検討されるべきものなのかなと、そういった道義的なものは発生するのではないかと、そういったことで考えていただければと。

熊倉委員長：おわかりになりましたか。

伊藤委員：そういうことから言うと、今現実に議員である立場の人たちは、そういう小委員会としての附帯意見を付けるということは、当然それは道義的に考えて、例えば50人体制の中でもそれは主張していかなければならないような道義的責任を負うということですよ。

小委員会で確認するような附帯意見ですから。当然そこで議員として出席している人たちは、50人でもそれは主張していかなければならないということですよ。

熊倉委員長：これはちょっと、清水次長。佐藤教授がおられますのでね、佐藤教授にちょっとこのあたりを委員として一つ。

まず、清水次長、もう少し説明をお願いします。

清水事務局次長：道義的責任を持つのか持たないかという形を、事務局としては、道義的なものがあるというのは一般論として述べられます。しかしそれを自分で道義的に感じてそれを実践

するかしないかというのは、個々の方の判断になりますので、そこまで事務局としてどうこうということはちょっと差し控えさせていただきます。これでご了解願いたいと思います。

熊倉委員長：そうですね。わかりました。佐藤委員もし何かございますか。

佐藤委員：事務局の説明に付け加えることはございません。

熊倉委員長：わかりました。それでは、暫時休憩をいたします。

( 休憩 )

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今、伊藤委員からいろいろご発言がありました部分につきまして、事務局から詳細な説明がありました。そこで委員長といたしましては、新市の議員定数に関する附帯意見を付けるか付けないか、ここで皆様方にお諮りをいたしたいと思います。

委員長としては、石狩市の一般の委員の皆さんから特にそういうことが必要だということがございますので、附帯意見の取り扱いをいたしたいと、こう思いますが、委員の皆様よろしいですか。よろしければ、意見の内容をこれから事務局から申し上げたいと思っております。

伊藤委員：委員長、附帯意見付けて結構だと思います。

熊倉委員長：そうですか。それでは、附帯意見としまして、ただ今議論していただきました、新市の議員定数に関する附帯意見と議員報酬に関する附帯意見を付けるということによろしいですか。

( 「異議なし」の声 )

熊倉委員長：それでは、ご意見など言い尽くされたと思いますので、議会議員の定数及び任期に関する協議はこの程度といたします。今までの協議の内容を事務局により整理いたしますので、若干の休憩時間をいただきたいと思います。

( 休憩 )

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、今までの協議の結果につきまして、小委員会といたしまして、確認をいたしたいと思っております。

まずは、議会議員の定数についてでございますが、在任特例を適用する理由について、今一度整理をし確認する必要がありますので、事務局に朗読をさせます。

清水事務局次長：それでは私のほうから新市の議員定数に在任特例を適用する理由を、これまでの皆様の議論の中からまとめさせていただいたものを発表したいと思います。

1点目が、「合併当初における地域住民の不安解消」でございます。編入となる2村地域の住民の声を確実に新市に反映することができることから、合併当初における2村地域の住民の不安を解消することが可能となること。

2点目が、「円滑な新市への移行」であります。編入となる2村地域の実情を熟知している議員が、新市議会に参加することにより、合併当初における新市としての一体性の確保が図られ、

円滑な新市への移行が可能となること。

3点目が、「新市建設計画の予算審議への参加」でございます。新市建設計画を判断材料として2村の議会が合併承認の議決を行うことから、合併当初における新市建設計画の予算審議に2村の議会議員が参加することで、その実行を確認できること。

4点目が、「新市における調整事項への参加」でございます。合併協議において、新市で検討・調整しなければならない事項が相当数あることから、現在、合併を検討している2村の議員が、合併当初における新市の議会議論に参加することが適当であること。

5点目が、「条例定数の維持による合併効果の確保」これは平成17年10月1日を合併期日と想定した場合でございます。本合併は、編入合併であり、在任特例の期間終了後、編入する石狩市の条例定数26人に戻ることから、合併に伴い条例定数を増加させる場合30人と比較すると、合併後1年8ヵ月の短期間で議員報酬は逆転し、在任特例適用の場合の方が財政負担は少なく、また、累積報酬額においても合併後9年で逆転し、在任特例適用の場合の方が、合併の人件費削減効果は大きくなること。

6点目が、「合併前の議員報酬の適用による経費節減」でございます。先の述べた5の理由において、在任特例の期間に3市村の現行報酬額を適用する場合は、累積報酬額が合併後5年で逆転し、在任特例による人件費削減効果は更に大きくなること。

7点目が、「合併時の選挙未実施による経費節減」でございます。これにつきましては、第1回目の小委員会でご説明させていただきました事項となります。合併に伴い条例定数を増加させる場合は、合併時に増員選挙の実施が必要となるが、在任特例を適用した場合は、選挙実施の必要がなく経費節減となること。

以上が、事務局でとりまとめさせていただきました、在任特例を適用する理由でございます。

熊倉委員長：はい。事務局から報告されました内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議ありませんね。それでは、在任特例を適用する理由について、ご了承をいただきましたので、議会議員の定数及び任期についての確認をいたしたいと思っております。

「議会議員の定数及び任期については、合併特例法第7条第1項第2号の規定の在任特例を適用し、石狩市議会議員の残任期間に限り、厚田村、浜益村の議員は石狩市の議員として在任する。」ということで確認願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議がないようでございますので、確認されました。

次に議員報酬に関する附帯意見につきまして、事務局より文案を朗読させます。

工藤事務局長：議会議員の報酬に関する附帯意見について朗読いたします。

「議会議員の報酬に関する附帯意見」 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会は、議会議員の定数及び任期について、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の在任特例を適用することとした場合においては、第8回協議会で継続となっている各種事務事業の取扱い（特別職関係）の協議にあたり、次の事項を踏まえ確認されたい。

一 合併特例法第7条第1項第2号の在任特例を適用することにより、石狩市議会議員となる厚田村及び浜益村議会議員の報酬の額は、その特例による在任期間について、合併前の厚田

村及び浜益村の一般議員の報酬によること。以上、附帯意見とする。

平成16年6月25日 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

熊倉委員長：はい、ただ今事務局から朗読いたしました議員報酬に関する附帯意見につきましては、合併協議会に対するものであり、この内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議がないようでございますので、議員報酬に関する附帯意見は確認されました。次に新市の議員の定数に関する附帯意見について、事務局より朗読させます。

工藤事務局長：新市の議会議員の定数に関する附帯意見について朗読いたします。

「新市の議会議員の定数に関する附帯意見」 石狩市、厚田村、浜益村の合併による新市において、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の在任特例を適用した後は、議会議員の定数を26人から可能な限り減らす努力をすること。以上、附帯意見とする。

平成16年6月25日 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

熊倉委員長：はい。ただ今事務局が朗読いたしました、新市の議会議員の定数に関する附帯意見につきましては、新市に対して成されるものでありますことから、合併協議会においても同様の附帯意見を行うよう委員長報告の中で申し述べたいと思います。このことを含めまして、この附帯意見の内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議がないようでございますので、新市の議会議員の定数に関する附帯意見は、確認されました。

本日確認されました、議会議員の定数及び任期の取扱い並びに2件の附帯意見につきましては、30日に開催される第13回合併協議会に提案いたしたいと思います。なお、協議会への委員長の経過報告の文案につきましては、私、委員長に一任願います。

また、附帯意見文案につきましては、先ほど確認された内容で合併協議会に報告したいと考えておりますので、よろしですか。

（「異議なし」の声）

熊倉委員長：異議がないようでございますので、そのように取り進めたいと思います。

#### 4. 閉 会

熊倉委員長：以上、協議会から当小委員会に付託された案件につきましては、すべて終了いたしました。

今回を含め、都合7回にわたりまして協議を行ってまいりました。委員の皆様にはご多用の中協議に参加いただき、1つの結論を見出すことができましたことに対しまして、委員長として厚く感謝を申し上げます。当委員会としての責任は、十分果たせたのではないかと私は考えております。

以上で、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を閉会いたします。まことにありがとうございました。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 7 月 21 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊 倉 正 博